平成19年9月

太宰府市議会総務文教常任委員会会議録

平成19年9月7日(金)開会

福岡県太宰府市議会

1 議事日程

[平成19年太宰府市議会 総務文教常任委員会]

平成19年9月7日 午前10時00分 於 全員協議会室

日程第1 議案第65号 太宰府市行政機構の改革に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について

日程第2 議案第66号 太宰府市水道事業給水条例等の一部を改正する条例について

日程第3 議案第67号 太宰府市いきいき情報センター条例の一部を改正する条例について

日程第4 議案第68号 太宰府市立小学校及び中学校施設使用料条例の一部を改正する条例について

日程第5 議案第69号 太宰府市中央公民館使用料条例の一部を改正する条例について

日程第6 議案第70号 太宰府市立運動公園条例の一部を改正する条例について

日程第7 議案第71号 太宰府市体育センター条例の一部を改正する条例について

日程第8 議案第72号 太宰府市立太宰府市史跡水辺公園条例の一部を改正する条例について

日程第9 議案第73号 太宰府市立大宰府跡遺構保存覆屋条例の一部を改正する条例について

日程第10 議案第74号 太宰府市文化ふれあい館条例の一部を改正する条例について

日程第11 議案第78号 平成19年度太宰府市一般会計補正予算(第2号)について

日程第12 発議第3号 太宰府市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例につい

7

日程第13 請願第2号 「平成19年度特別支援教育支援員の配置に必要となる経費に係わる地方財 政措置」に関する請願

日程第14 意見書第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書

2 出席委員は次のとおりである(7名)

 委員長清水章一議員
 副委員長小柳道枝議員

 委員長谷川公成議員
 委員渡邊美穂議員

 『門田直樹議員
 『佐伯修議員

 『武藤哲志議員

3 欠席委員は次のとおりである

なし

4 太宰府市議会委員会条例第18条により説明のため出席した者の職氏名(22名)

総務部長 石橋正直 教育部長 松永栄人

監查委員事務局長 木 村 洋 議会事務局長 白 石 純 一

地域コミュニティ推進 三 笠 地域振興部長 生 松 田 幸 夫 担当部長 哲 秘書広報課長兼消 \equiv 総務課長 武 藤 郎 松 島 健 防·防災担当課長 政策推進課長 仁 宮 原 税務課長 古 野 洋 敏 納税課長 特別収納課長 児 島 春 海 鬼 木 敏 光 会計課長 和 有 司 地域振興課長 大 薮 田 勝 教務課長 井 上 和 雄 学校教育課長 花 田 正 信 社会教育課長 幸 二 藤 郎 文化財課長 齊 藤 廣 之 中央公民館長 鹿 豊 重 議事課長 田 中 利 雄 吉 兼市民図書館長 財政課財務係長 財政課契約·管財係長 平 田 良 伊 勝 義 藤

5 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名(1名)

書 記 花田敏浩

開 会 午前10時00分

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$

○委員長(清水章-委員) まず、委員会の開会に先立ち、委員の皆さんへ本日4名の傍聴許可をいたしておりますので、ご報告を申しあげます。次に、傍聴される皆様には委員会中はお手元の傍聴の際の注意事項をお守りください。また、議案内容によっては討論・採決時に一時退席願うことがありますので、ご理解のうえ、ご協力をお願いいたします。

それでは、ただ今から総務文教常任委員会を開会いたします。今回、当委員会に付託されて おります案件は、条例の制定1件、条例の一部改正9件、補正予算1件、発議1件、請願1 件、意見書1件です。

審査の順序は、お手元に配布しております日程の順とします。

それでは、議案の審査に入りたいと思います。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$

日程第 1 議案第 6 5 号 「太宰府市行政機構の改革に伴う関係条例の整理等に関する条例 の制定について」

○委員長(清水章-委員) 日程第1、議案第65号「太宰府市行政機構の改革に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について」を議題といたします。

執行部の補足説明を求めます。

政策推進課長。

○政策推進課長(宮原仁) 議案第65号、太宰府市行政機構の改革に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について、ご説明申しあげます。今まで以上に市民に分かりやすい簡素で機動的な組織へと来たる10月1日に実施いたします行政機構改革に伴う関係条例の改正を今回行うものでございます。このそれぞれの条例改正部分につきましては、先にお渡ししております新日対照表1ページから5ページとなっております。それぞれ部、課の名称変更も併せて行っておるところでございます。

以上でございます。

- ○委員長(清水章-委員) 説明は終わりました。質疑はありませんか。 渡邊委員。
- ○委員(渡邊美穂委員) あの、これ部が1つ減るんですけれども、10月1日から施行されるということで、今部長の数が、というか部が1つ減るわけですから部長の数が1つ減るわけですけれども、その待遇はいったいどういった形を取られるんですか。
- 〇委員長(清水章一委員) 政策推進課長。
- ○政策推進課長(宮原仁) 部を1部廃部いたすため、部長に余剰が出るわけですが、その部分については今回力を入れる部署、そちらの方に担当部長といいますか、そういったかたちで配置を行うと考えております。
- 〇委員長(清水章一委員) 渡邊委員。

- ○委員(渡邊美穂委員) もうちょっと分かりやすく説明していただきたいんですけど、そしたら 例えば総務部の中でここに力を入れるからそしたら総務部の中に暫定的に部長が2人存在する というかたちになるんですか。
- 〇委員長(清水章一委員) 政策推進課長。
- 〇政策推進課長(宮原仁) そのとおりでございます。
- **〇委員長(清水章一委員)** 他にございませんか。 小栁委員。
- ○委員(小柳道枝委員) お尋ねなんですが、ここに対照表の一覧表を見やすくいただいております。その中でですね、結局今渡邊委員がおっしゃったように部が2つ減って課が2つ減りますよね、5減るんですかね。そして係数が2減るわけですよね。その中で、これ人数とかの配置は分かるんですか。大体どの課に、例えばですよ、この教育部の教育課に何人とかその辺は出来上がっているんでしょうか。もしよろしければご説明ください。
- 〇委員長(清水章一委員) 政策推進課長。
- ○政策推進課長(宮原仁) この組織の見直しにおきまして、それぞれ余剰人員が発生するわけで ございますが、その部分につきましては配置について現在、総務部総務課の人事係と協議を現 在しているところでございます。

以上でございます。

- 〇委員長(清水章一委員) 小栁委員。
- ○委員(小柳道枝委員) だいたいもう10月1日の機構改革、あれはですねもう今日9月7日ですよね。その辺が大体出来上がっておかなきゃおかしいと思うんですが、いつ頃出来るんですか。
- 〇委員長(清水章一委員) 政策推進課長。
- **〇政策推進課長(宮原仁)** はい。現在進めているところでございまして、それに間に合うようにですね、やっております。

以上です。

- 〇委員長(清水章一委員) 武藤委員。
- ○委員(武藤哲志委員) 今、課長の回答の中で、この余剰人事という発言がありましたが、職員に余剰はないと思うんです。まず、この太宰府市の定数条例、本来市民に対してこの太宰府の職員というのは大変少ない。その上、退職後の補充については7年近くしていないと。こういう状況ですが、実質32の課が27になる。係が63が61になるということですが、そう大きな変動はありませんが、職員の条例に基づく定数、その後大変まだ退職の期間が残されていても、病気で亡くなった職員が何人かおりますし、早期退職者もおりますし、具体的に退職された方もおりますが、実質定数と条例定数の関係をまず報告いただきたい。
- 〇委員長(清水章-委員) 総務課長。
- ○総務課長(松島健二) 条例定数につきましては423人でございます。条例定数ですね。実質の

実人員と申しますか、現在での実人員は358人でございます。それに再任用が3人いらっしゃいますので361人でございます。

- 〇委員長(清水章一委員) 武藤委員。
- ○委員(武藤哲志委員) そうすると実質この部分について、兼務を外して定数が今何人少ないということになるんですか。今、定数に対して課長から報告いただいたなかで62人も定数が少ないんですよね。今、課長から423、実質再任用を含めて361ということは、太宰府市では職員が62人定数から少ないということになりますが、これに対しては間違いありませんか。
- 〇委員長(清水章一委員) 総務課長。
- **〇総務課長(松島健二)** 条例定数は423で実際の人数が361人でございます。
- 〇委員長(清水章一委員) 武藤委員。
- ○**委員(武藤哲志委員)** だから、62割れで、定数減ということは実質定数から62人少ないという ことで受け止めていいですか。
- 〇委員長(清水章一委員) 総務課長。
- ○総務課長(松島健二) そのとおりでございますが、この中には兼務辞令を持った職員がおりますので、兼務辞令の数が十数名だったと思いますが、その分は62人から差し引かれるかと思います。
- 〇委員長(清水章一委員) 武藤委員。
- ○委員(武藤哲志委員) それじゃ、実質何名が定数条例から少ないんですかと。本来、条例は市の法律ですから定数を確保する義務があるわけですよね。ところが今まで職員定数について、市民からは職員は多すぎるんじゃないかとか、いろいろ市民は不況になると公務員を槍玉にあげる、景気がよくなると公務員は見捨てられる、そういう状況の中で議会にも批判はあるが、太宰府市では実質定数から見ると大変この361人の部分で62の定数減がある、こういう内容については市民は知らないんですよ。だからその辺は、ずっと7年近く、今もう何年採用してないんですかね、7年くらいあると思うんですが。
- 〇委員長(清水章一委員) 総務課長。
- ○総務課長(松島健二) 平成16年が最終になっておりますので、平成16年に採用しておりますので、実質3年でございます。
- 〇委員長(清水章一委員) 武藤委員。
- ○委員(武藤哲志委員) 平成16年に何人採用したの。
- 〇委員長(清水章一委員) 総務課長。
- ○総務課長(松島健二) すいません、ちょっと数は覚えておりません。
- 〇委員長(清水章一委員) 武藤委員。
- ○委員(武藤哲志委員) 分かりました。とりあえず、兼務を含めて62人の定数減になっているということが一点ですね。兼務は私の方で後で見ればわかりますから。兼務辞令というのが出されていますからね。

- 〇委員長(清水章一委員) 総務課長。
- ○総務課長(松島健二) すいません、先ほど兼務辞令が出ている職員が十数名というふうにお話をさせていただきましたが、訂正させていただきまして、兼務辞令が31人でござます。
- 〇委員長(清水章一委員) 武藤委員。
- ○委員(武藤哲志委員) そうすると、31人も定数が不足しているということで確認していいでしょうか。
- 〇委員長(清水章一委員) 総務課長。
- ○総務課長(松島健二) 定数条例からいいますと、そのようなかたちになります。
- 〇委員長(清水章一委員) 武藤委員。
- ○委員(武藤哲志委員) そうすると、金額にしてまあいろんな諸経費がかかりますが、700万円、そうすると1人あたりのいろんな社会保険、共済とかいろんな部分を単純にみて700万円として、2億1千万円は、そういう金額が経費削減されていると受け止めてもいいでしょうか。
- 〇委員長(清水章一委員) 総務課長。
- ○総務課長(松島健二) 単純に計算をいたしますと、そのような形になってくるかと思います。
- 〇委員長(清水章一委員) 佐伯委員。
- ○委員(佐伯修委員) はい、この機構改革は10月1日から実施されるわけですが、議会は最終議 決は9月26日ですよね。それで、市民への周知徹底はどのようなかたちでされるのか、その辺 のところをお聞かせください。
- 〇委員長(清水章一委員) 政策推進課長。
- ○政策推進課長(宮原仁) はい、この機構改革に伴いまして、市民の方に実質的通知は事前に本来すべきでありますけれども、議会の提案が9月ということで今回いたしております。それで、10月1日ということで、10月1日の広報には掲載できませんので、市民に対しましては、まず庁舎の玄関の方にですね、こういう組織になったということのお知らせと、それとホームページを持っておりますので、議決後にですねホームページの方に掲載をしていきたいという考えでおります。
- 〇委員長(清水章一委員) 佐伯委員。
- ○委員(佐伯修委員) この市民への周知徹底は、非常に大事なことだと思います。庁舎に来られて何て言うんですかね、迷われるから、どこに行ったらいいかというのがまず出てくると思うんですよね。その辺のところを親切、丁寧に指導というか教えていただけるようにお願いしときます。
- 〇委員長(清水章一委員) 武藤委員。
- ○委員(武藤哲志委員) まず、あの大変新旧対照表をいただいておりましてね、太宰府市の基準 財政需要額こういう関係もありますが、まず対照表の5ページ、再三、一般質問などさせてい ただいておりますが、この同和対策審議会というのが未だに残されております。で、平成13年

に同和対策事業が終了したわけですが、しかも識見を有する者というふうにかえられて、第9 条2人権・同和政策課が市民生活部人権政策課というふうに名称をかえている。これについて は、人権同和政策をあらゆる執行部からの回答では、女性の問題それから体の不自由な方々の 問題、それから外国の方々の問題もあって、人権を擁護することはわかりますが、そういう状 況の中で未だにこの同和対策審議会を残さなければならないのかどうか。こういう部分につい て再三質問しているんですが、まだこういう状況があります。次のページをはぐっていただく と、機構改革に伴ってやはり附属機関というものが大変あります。この附属機関についてです が、この太宰府市の一番はじめの6ページにあります市史編さん委員会、大変貴重な市史が出 されて、今度の事務報告書にも出されておりますが、こういうその負担金、交付金、補助金こ の関わる中で、附属機関をどう今後廃止していくかと。全く1年間開かれない委員会もあるん じゃないかと。先ほど言いましたように同和対策審議会なんていうのは名前だけであって現実 に開かれていない。市史も出来上がって今資料の最終的な部分になりまして、国分の文化ふれ あい館に市史編さん室が置かれておりますが、やはりそれなりの委員会があれば予算をしなき やならないと。それと同時にここの真ん中にありますように人権同和啓発推進委員会とか、見 ておりましてまず一番下にあります太宰府市地域省エネルギービジョン策定委員会。ある一定 の策定は終わっておりますし、次のページをはぐりますと、太宰府市人権同和推進委員会とか 太宰府市立学校5日制推進委員会、もう5日制というのは何年も前からなっているわけだけれ ども、そういう5日制、それから太宰府市立学校給食改善研究委員会、当然栄養士もおってそ れなりにしておりますし、こういうものをどう機構改革と併せて見直していくかというのが提 案されてないんですが、こういう附属機関の今後の見直しについてはどう考えているのか。

〇委員長(清水章一委員) 総務部長。

○総務部長(石橋正直) 附属機関につきましては、必要に応じまして設置をしておりまして、今回の組織の見直しにおいては附属機関の必要、不必要というところまでは入り込んで検討いたしておりません。それで、今後整理すべき附属機関については整理をしていく必要があろうと思いますので、それぞれの所管で再度見ていただいて不要な附属機関については廃止していくという方向で進めていきたいと思います。

〇委員長(清水章一委員) 武藤委員。

- ○委員(武藤哲志委員) 今、総務部長が言いましたように、やはり機構改革と併せて附属機関を 見直していくと。やはり整理していくという必要もあるかと思いますので、早急に内部の法制 審議会というか、審議会の関係は早急に見直していただいて結論を出すようにお願いをしたい と思いますが、相当時間もかかるとは思いますが、その辺はせっかく機構改革をやるならば附 属機関までそれに関連するさまざまな問題がありますから、是非ひとつ行っていただくように お願いをしてときます。
- ○委員長(清水章一委員) ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- ○委員長(清水章-委員) ちょっといいですか。私の方から少し確認の意味でお聞きしたいことがあります。新旧対照表を見ていただきたいんですが、これは確認ですので、単なるミスかもしれませんし、それぞれの意図があるかなと思うんですが2ページの総務部のクのケ。これアンダーラインが引いてあるのと引いてないのとがあってですね、ケの市政の企画調査に関することっていうのは、これは新たにこちらの総務部の方に挿入された内容ですので、これは前からある部分と違いますので、改正箇所として単なるアンダーラインを引き忘れたのかその辺をちょっと。政策推進課長。
- ○政策推進課長(宮原仁) はい、大変申し訳ございません。この3ページ目にですね、市政の企画調査及び都市計画に関することということで、地域振興部が所管しておったわけでございますが、それが分散したためですね、総務部の方に持っていったわけですけれども、これは単なる下線の引き間違えで捉えていただきたいと思います。大変申し訳ございませんでした。
- ○委員長(清水章一委員) それと同じような内容で、5ページの建設経済部の商工業、農林、水産及び畜産に関することも同じような引き忘れということでよろしいですね。
 政策推進課長。
- **〇政策推進課長(宮原仁)** はい、そのようにお願いしたいと思います。どうもすいませんでした。
- ○委員長(清水章-委員) これに関連して4ページの建設部のエの部分で、これ旧の方ですが用地買収に関することの部分で、この部分が新しい建設経済部のエの方の道路関係用地買収に関することで移行しておるだろうと思うんですが、文言がちょっと違うんですね。それでこれが同じ内容であればアンダーライン引く必要はないと思うんですが、改正されていればここにアンダーライン引く必要があるんじゃないかなというのが1つと、このここで出てきています今まで建設部用地課は用地買収に関することを全てやってたんですが、建設経済部でこの新しいの見ると道路関係用地買収に関することで、範囲が狭まっていれば改正になると思いますので、アンダーラインが必要だと思うんですね。それで、この総務部のセのところね。総務部のセ。ここは道路関連他用地買収に関連することということで、先ほど言った建設部の用地買収に関することと2つに分かれたのかなと、私はそれなりに自分なりに理解したんですが、その辺の確認と、文言がですねそうであればこの建設経済部は道路関係用地となっとるわけですね。総務部の方は道路関連となっとるんですよ。ここの関連と関係が同じ意味であれば僕は統一した方がいいのかなと。で違うんであればちょっとその辺の説明がいるのかなと思ってはおるんですが。
- 〇委員長(清水章一委員) 政策推進課長。
- 〇政策推進課長(宮原仁) はい、委員長が申されましたように建設部の用地買収に関することが それぞれ総務部と建設経済部の方に分かれたわけでございます。それで、建設経済部におきま しては、道路関係用地買収に関すること、これは道路の関係部分の用地買収というふうに捉え ていただければいうふうに思います。それから総務部の道路関連他用地買収に関することとい

うことでございますが、これは道路以外ということで公共用地とかいろいろな部分がございますが、そういった用地買収に関することということでお願いしたいと思います。

○委員長(清水章-委員) こういう形で当ってますので、他の議員さんたちは訂正されていませんので、訂正をしていただいて、またシールかなんか貼っていただいたらいいかと思います。 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) これで討論を終ります。

採決を行います。

議案第65号について原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員挙手です。

したがって、議案第65号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成6名、反対0名 午前10時25分〉

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$

日程第2 議案第66号 「太宰府市水道事業給水条例等の一部を改正する条例について」

〇委員長(清水章一委員) 日程第2、議案第66号「太宰府市水道事業給水条例等の一部を改正する条例について」を議題とします。

それでは、執行部の補足説明を求めます。

秘書広報課長兼消防・防災担当課長。

○秘書広報課長消防・防災担当課長(武藤三郎) 議案第66号、太宰府市水道事業給水条例等の一部を改正する条例について、ご説明申しあげます。今回は太宰府市水道事業給水条例、それと太宰府市立学校設置条例、太宰府市立学童保育所設置条例、太宰府市立共同利用施設条例、太宰府市佐野土地区画整理事業施行規定の5件にまたがっておりますので、代表しまして秘書広報課の方からご説明申しあげます。これにつきましては、佐野土地区画区域内の換地処分に伴いまして11月27日付けをもちまして施行します大佐野地区、向佐野区、及び吉松区の各一部の住居表示に伴い施行区域内の給水地区の変更、それから公共施設の住所変更を行うものであります。よろしくご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

それで、新旧対照表の10ページ、11ページ、12ページに記載しております。 以上でございます。

○委員長(清水章-委員) 説明は終わりました。質疑はありませんか。

武藤委員。

- ○委員(武藤哲志委員) 当然委員長として、質疑もなくというわけにはいかないと思いますので、まずこの見た限りでは元々大佐野や向佐野、吉松行政区には給水は受けておったと。ところが名称が変わった行政区、大佐野区、向佐野、吉松何丁目とかそういう状況になったためにこの給水の名称を変えたということで受け止めとっていいですね。この地域にはもともと水道は入ってなかったとんだけど、新たに水道を引きますよとかそういうものじゃないと。こういう条例から見てですね、名称変更に伴う先ほども課長が言いましたように、大佐野千何番とかあったのが具体的に大佐野4丁目6番30号という名称が変わったと、こういう名称だけの変更だと。全体的に。だから給水は大佐野区全体、向佐野区全体、吉松区何丁目の何番地までという状況で、その部分で井戸のところもあればそれを今度はまた給水との関係もありますけど、ただ名称の変更だということで説明を受けたということでいいですか。
- **○委員長(清水章ー委員)** 秘書広報課長兼消防・防災担当課長。
- 〇秘書広報課長兼消防・防災担当課長(武藤三郎) そのとおりでございます。
- ○委員長(清水章一委員) 他にありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- ○委員長(清水章-委員) 私の方からいいですか。10ページの新旧対照表の旧の方ですが、このちょっとこれ比較して見ていたんですけれども、もともとあれですかその、この旧の方に大字向佐野と大字吉松っていうのがあって、この大佐野っていうのは元々なかった、この給水条例の中には入ってなかったんですか。ちょとここは私もどげんなっとうとかなと思って向佐野に入っとうとかなどうかなと思っていたんですが、ちょっとその辺説明いただければと思いますが。
- **○委員長(清水章一委員)** 秘書広報課長兼消防·防災担当課長。
- ○秘書広報課長兼消防・防災担当課長(武藤三郎) はい、委員長。この住居表示の変更はですね、あの住居表示のですね大佐野とか向佐野はですね住居表示の一部ないところがございます。してないところが、住居表示のですね。あの元々区画整理区域内に入っていたところはですね、住居表示が向佐野とか大佐野、吉松一部区画整理に入っております。それが住居表示の変更になっておりまして、それ以外のところが大字、元の地番のままでございます。そういうことでこんなふうになった、表示になっております。全部があの住居表示になったわけではございませんのでですね。あの、この向佐野、吉松ですか。
- 〇委員長(清水章一委員) 武藤委員。
- ○委員(武藤哲志委員) いいですか。元々その大佐野というのは昔から地名があったわけだけれども、このつつじヶ丘とかひまわり台とかね、あの辺全体含めて以前この水道事業会計の部分で給水は地域的にもここはほんの一部の名称だけど、この大佐野というのは大佐野であったんだけど、ある一定、長浦台とか青葉台とかそういう部分に、含まれているんじゃなかったんですか。

- 〇委員長(清水章-委員) 秘書広報課長兼消防・防災担当課長。
- ○秘書広報課長兼消防・防災担当課長(武藤三郎) あの、区画整理によってですね大佐野、あの 改正案の中には大佐野って入ってきております。旧にはございませんけどですね。区画整理に よって大佐野の一部が区画整理地区内に入った関係でここに新しく大佐野地区が出てきたわけ でございます。
- **○委員長(清水章一委員)** はい、分かりました。他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) これで討論を終ります。

採決を行います。

議案第66号について原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員挙手です。

したがって、議案第66号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成6名、反対0名 午前10時32分〉

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$

日程第3 議案第67号~議案第74号まで一括議題

○委員長(清水章一委員) おはかりします。日程第3、議案第67号「太宰府市いきいき情報センター条例の一部を改正する条例について」から、日程第10、議案第74号「太宰府市文化ふれあい館条例の一部を改正する条例について」までを一括議題といたしたいと思いますが、これに異議はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章−委員) 異議なしと認めます。したがって、議案第67号から議案74号までを一 括議題とします。

まず、議案第67号について執行部の補足説明を求めます。

地域振興課長。

○地域振興課長(大薮勝一) 条例改正新旧対照表の13ページをお開きいただきたいと思います。 そこにいきいき情報センター条例新旧対照表ということでございますが、市長の提案理由説明 にもありましたように、公共施設における減免規定の見直しに伴い条例の一部を改正するもの です。具体的な内容としましては、第9条において「市長は特別な理由があると認めるとき は、使用料を減免することができる」としていたものを、減免規定の見直しに伴い規則に規定 するため「市長は規則で定めるところにより使用料の全部又は一部を減免することができ る。」と改正するものです。また、14ページになりますが、別表第2第8条関係ですけれど も、生涯学習支援センター使用料の備考に「満65歳以上の者並びに身体障害者福祉法等の規定 に基づき身体障害者手帳等の交付を受けた者及び介護人1人につき半額としていたものを削除 し、規則において規定するものです。

以上で説明を終わります。

○委員長(清水章一委員) 補足説明は終わりました。

続いて、議案第68号について執行部の補足説明を求めます。

社会教育課長。

○社会教育課長(藤幸二郎) 今地域振興課長が説明したこととほぼ同様の内容でございまして、新旧対照表につきましては15ページと16ページで、詳細について具体的な内規というものを定めまして、全額、80パーセント、50パーセントの減免を分かりやすく処理する内規を定めておりますので、補足でご説明申しあげておきます。

以上でございます。

○委員長(清水章一委員) 補足説明は終わりました。

次に議案第69号について執行部の補足説明を求めまず。

中央公民館長兼市民図書館長。

〇中央公民館長兼市民図書館長(吉鹿豊重) はい、今先ほど説明されましたのと同じような内容ですけれども、新旧対照表の17ページを見ていただきたいと思います。この中でも、先ほど申しましたように「教育委員会は、特別な理由があると認めたときは、使用料の全部又は一部を減免することができる」と条例で行っておりましたけれども、減免の復活によりまして平成18年1月1日以前に戻すということでございますので、この使用料の減免の規定を規則に定めるようにいたしております。

以上でございます。

○委員長(清水章一委員) 補足説明は終わりました。

次に議案第70号、71号、72号について執行部の補足説明を求めまず。 社会教育課長。

○社会教育課長(藤幸二郎) 議案第70号につきましては、新旧対照表の18ページから21ページ、同じく71号につきましては22ページから24ページ、72号につきましては25ページから26ページで改正前と後をあげております。減免の改正以前、平成18年1月1日以前の料金ということで全部復活させまして、それぞれに内規を作ってわかりやすい区分をしております、ということで補足説明を終わらせていただきます。

以上でございます。

○委員長(清水章-委員) 補足説明は終わりました。

次に議案第73号及び議案第74号について執行部の補足説明を求めまず。 文化財課長。 ○文化財課長(齋藤廣之) まず、議案第73号について説明をさせていただきます。新旧対照表により説明をさせていただきたいと思います。新旧対照表により説明をさせていただきたいと思います。27ページ現行の入館料、下線の部分ですね。ただし書きの部分を削除いたしまして、新たに改正案8条ということで条項を設けております。それから、第8条を設けた関係で以下の条項を1条ずつ繰り下げたという変更内容でございます。次に28ページでございますが、新旧対照表28ページ。入館料の欄で、小中学生の項目100円、50円それぞれ個人、団体ございますけれども、これを区分の欄を中学生以下にし料金は無料という変更でございます。それと備考の4の項目です。備考の4の項目の現行は半額、これを無料という変更にさせていただいております。次に議案第74号の説明をさせていただきます。新旧対照表の29ページになります。第7条につきましては、下線の部分の変更ということで一部修正をさせていただいております。で、8条の部分、教育委員会以下規則という下線の部分を規則というふうに変更させていただいております。それとその備考の欄でございますが、現行は条例で規定しておりましたけれども今回規則で規定するということで今回条例で削除というかたちで改正をさせていただきました。

以上です。

○委員長(清水章-委員) 補足説明は終わりました。

議案審査の順序については、まず議案第67号から議案第74号までについて、一括して質疑を 行います。その後、議案ごとに討論・採決を行います。まず、議案第67号から議案第74号まで について、全般的な質疑はありませんか。なお、質疑をされる際は、議案第何号についての質 疑かを明確にしてから発言をお願いします。

武藤委員。

○委員(武藤哲志委員) 大変あの、指摘をしておりまして、その短い期間の大変忙しい中にこれだけの規則・内規を委員会に提出いただきまして、議案第67号からですが、新たに規則・内規というかたちで出されておりますが、117ページ、申し訳ない、最後の方を見ておりましてね、今後減免に関する規則としてここ117ページを見ますと分かりやすいんですが、社会福祉協議会だとかシルバー人材センター、文化スポーツ振興財団、古都大宰府保存協会、それから社会教育団体についてはこういう状況で具体的に出されてきております。で、その次に118ページがまた出されておりますが、この部分を見たときにですね、できればこの107ページの太宰府市人権センター管理運営規則の118ページ、ここでは具体的に身体障害者だとか指摘したことについては全額又は半額免除するというのが明確に今度はここには入ってきている。ところが、生涯学習センター使用料の関する内規の中でどうしても3のその他「特別の理由があるものとして全額免除又は半額免除適用する」というのに、一方では具体的な先ほど言いましたようにありますが、身体障害者、体の不自由な方、そういう部分がいちいちそこで利用者が障害者手帳などを出したときに窓口はどう対応し、いちいち第7条の関係もあって教育委員会で特別な理由が認められるときは全額又は半額を免除するという、決裁を受けなきゃならないよ

うな感じがするんですが、この辺全体的な部分で見ておりまして、その119ページの適用例ア 「市長の特別な理由があると認めるとき」というところでは、各種福祉手帳の交付を受けてい る者という、ここでは明確に入っているんですね。だから各種福祉手帳というのは、ところが こちらの方の生涯学習センターの使用の部屋の使用とかそういう部分については、そういうも のが入ってないな、と。だからこの辺をね、一方では手帳を見せればいいんですが、ここでは いちいち指定管理者にしている関係があるのかどうか、教育委員会、市長に全額免除か半額免 除かの申し立てをしなきゃいかんというのはこう受け止め方をするんですが、担当課としては どういうふうに考えられているんでしょうか。

〇委員長(清水章一委員) 地域振興課長。

○地域振興課長(大薮勝一) はい、ただ今武藤委員が申されました身体障害者関係とかいう部分はですね、資料の規則の関係の部分の2ページをご覧いただきたいと思うんですけれども、使用料の減免ということで6号ですね、「満65歳以上の者並びに身体障害者福祉法の規定に基づき手帳の交付を受けた者」とか、以下それぞれございますが、そういった形で規則の方に規定しているものでございます。そういったことで改めて内規の方には挙げてないというふうなことでございます。現実的な話しとしましては現在でも同様の取扱いということでここは改正の部分ではございませんので、窓口では今までと同じような形での取扱いというふうなことになろうかと思います。

以上です。

〇委員長(清水章一委員) 武藤委員。

〇委員(武藤哲志委員) まあ私が言っているのはね、一方では小中学校施設の使用料の減免につ いてはこう明確に入ってますよと、それで一番利用率の高いいきいき情報センター、生涯学習 センターの中ではこういう適用団体が具体的に出されておって、身体障害者という問題につい て、福祉手帳を持っている者についてはどうだというのが、そこで問題点が出てくるんじゃな いですかというふうにしているんですが、窓口の方がこの内規の2ページの6項、65歳からこ ういう形で7項という、こういうものが全体的に公共施設指定管理者に適用されるというふう に受け止めていいのかどうか。だからこちらを見たときの指定管理者団体の部分については載 ってませんから。この団体しか適用団体ではないですよというふうに受け止められるんです が、第7号の前項の118ページにある教育委員会が特別な理由があると認めるときは使用料全 額免除または半額免除とする。その部分については長寿連合会が使用するときは半額、市内の 幼稚園、市立小中学校、高校、大学、専門学校の長の申請であれば半額免除、その他特別な理 由として全額免除または半額免除を適用する場合は使用の趣旨及び目的を把握し、教育長の決 裁を受けなければならないとなっている。だからその中に各種福祉手帳の交付を受けているも のと入れればわざわざ教育長の決裁を受けなくてもいいんじゃないかと。ただし今の担当課の 課長の話では2ページの第7条の第6項がありますからというけど、指定管理施設については そこに問題点が出てきた時は困るんじゃないかと私は言っているんですが。

- 〇委員長(清水章一委員) 総務部長。
- ○総務部長(石橋正直) 身体障害者の関係ですが、規則の方できちんとうたわれています。それで、この内規については公共機関とか公共団体で規則を終っているものに関して公共機関とはどこを指すのか、公共団体とはどういうところを指すのかということを内規で定めてまして、将来に渡って誤解が生じないように内規を作っているということでございます。身障の関係とか、生活保護の関係についてはそれぞれの規則の中にうたいこまれています。
- 〇委員長(清水章一委員) 渡邊委員。
- 〇委員(渡邊美穂委員) 今の武藤委員の質問に私も関連しているんですけど、この規則の方なん ですけど、この間議員全員協議会でも申しあげたんですけども、例えばこのいきいき情報セン ター、生涯学習センターの場合は身障者、それから療育手帳と精神障害、だけど、他のところ は身障者と知的障害というふうになっててですね、この3つの障害が全部書いてある規則がな いんですよ1個も。どこか2つだけなんですよ。その法律に基づく団体という設定がですね。 だけど、先日も申しあげたようにこれ自立支援法で障害が3つの障害が統合されてますから、 せっかく今回こういった形で規則に移し変えるのだとしたら、規則の中できちんと身体と知的 と精神とこの3つの障害をうたいこんでおく必要が絶対あるんじゃないかなと思うんです。で ないとやはりこの施設によっては知的障害は規則に入っていません、この施設は精神障害が入 ってませんと、身体は必ず入っているんですけど、精神と知的が入っている規則と入っていな い規則があるんですね、で申しあげたように3つとも揃っている規則が1個もない。どこか2 つしか入ってないんですね。だからこれは規則の中でやはりきちんとうたいこんでいただきた いという要望が1つとですね、それからこの規則この間から言われてますけど、議会の議決が 必要ない、執行部内での変更が可能になるわけですけども、それに関して規則が、特にこうい った減免に関しての、障害者に関しての規則が変更される場合というのは事前に必ず議会に対 する報告というのはいただけるんでしょうか。
- 〇委員長(清水章一委員) 総務部長。
- ○総務部長(石橋正直) 基本的にはこれは市長の権限で修正、改正をいたしますので、議会の方 への報告は義務化されておりません。
- ○委員長(清水章一委員) 他にありますか。
 長谷川委員。
- ○委員(長谷川公成委員) 昨日電話があったんですけど、中央公民館使用料の減免申請書というのがあるらしいですね、29ページに書いてあるんですけど、昨日電話があったのが、この書き方がよく分からないというふうに言われたんですよ。受付の方に聞いたらどうですかと言ったら、受付の方も分からないと。ですからきちんと徹底していただきたいなというのがあります。何か理由を書かないといけないらしいですね。
- 〇委員長(清水章一委員) 中央公民館長。
- **〇中央公民館長(吉鹿豊重)** 今言われたのはですね、今回、減免申請書を一応渡しております。

それで書いてこられて、こちらに持ってこられてですね、その時に対応したいと思っておりま すので、分からないところはその都度対応していきますので、そのようにいたします。

(長谷川公成委員「よろしくお願いいたします」と呼ぶ)

- 〇委員長(清水章一委員) 門田委員。
- ○委員(門田直樹委員) 内規の部分をざっと見ているんですけど、保護司会が全然入ってないんですけど、どんな扱いになっているんですかね。筑紫地区保護司会、太宰府市の分ですけど。もう少し付け加えますと、保護司会も減免の廃止に伴って使用料、いきいき情報センター等全部半額ずっと払ってきているんですよね。ですからその取扱いがどうなっているのかちょっとお聞かせください。
- ○委員長(清水章-委員) 即答ができないようですので、11時10分まで休憩しますので、その間に執行部の方、検討いただきましてご回答いただきますようにお願いします。

休 憩 午前10時54分

再 開 午前11時10分

- **〇委員長(清水章一委員)** 休憩前に引き続き会議を開きます。 総務部長。
- ○総務部長(石橋正直) さきほど議案第65号の佐伯委員の質問の中にございました市民への周知の件ですが、10月1日号の広報の配布日が9月26日となっておりまして、議会の最終日となっております。それで、議決前に配布するということになることから現在、議会の方にご相談いたしまして、10月1日号に載せるのが市民サービスの向上につながるのではないかというようなことで現在ご相談を申しあげております。それで議会の方の了承があれば10月1日号に掲載したいと考えておりますので修正しておきたいと思います。
- 〇委員長(清水章一委員) 政策推進課長。
- ○政策推進課長(宮原仁) 先ほどの門田委員さんのご質問に、保護司会が減免対象になるのか、ならないのかということでございます。福祉課の方に問い合わせたところ、保護司会においてはいきいき情報センターを利用をしておったと。料金については保護司会の方から支払いをされておったということで伺っております。その他に公的な委員さん等がおられるわけですけど、人権擁護委員さんとか行政相談員さんとかいろいろおられるわけですけども、そういう公的な部分で相談事とかされている場合につきましては、人権擁護委員さんについては大体市役所を利用されていると、それから行政相談員さんも市役所の方を利用されていると、それから社会福祉協議会の方も会議室がございますので、そちらの方は無料になっておりますから、そちらの方を利用されている場合もございます。ということでございます。それで、そこは各施設におきまして、その他の市長が認める、教育長が認めるという部分でその施設がここは減免すべきだという判断に立てばですね、そういった対象者として前も申しましたように教育長の決裁とか市長の決裁をいただいて追加をするというふうな形になると思います。それで内規と

か規則でございますので、規則についても柔軟な対応ができようかというふうに判断いたして おります。

以上でございます。

(門田委員「はい、分かりました」と呼ぶ)

- 〇委員長(清水章一委員) 武藤委員。
- ○委員(武藤哲志委員) 今、総務部長から報告があった減免問題をできれば10月1日号の広報に 掲載し、市民に周知徹底をさせていただきたいというのが提案されて・・・

(「機構改革」と呼ぶ者あり)

- ○委員(武藤哲志委員) 機構改革と、減免の問題もあるんじゃないかね。機構改革だけでいいの。ある一定減免もこういう形で復活しましたよというのも含めてだけど、機構改革や減免問題もある一定減免制度、市長の施政方針もあるんだけど、もしここで同意が取れて、先ほど可決したんだけどね、そういうのをここで同意すれば載せるということで確認を再度されているのかどうか。それと、委員会で同意するのかどうかはっきりしないと一方的じゃ困るから。
- 〇委員長(清水章一委員) 総務部長。
- ○総務部長(石橋正直) 減免制度の復活につきましては、それぞれ減免を受けられる団体等についてはそこそこの施設の方から予約をされる時に、10月1日からは減免制度が復活しますというのを口頭もしくは文書で伝えるようにしておりますので、改めて広報で減免制度の復活については周知をすることでは考えておりません。
- 〇委員長(清水章一委員) 武藤委員。
- ○委員(武藤哲志委員) そうすると今、機構改革については10月1日に載せるという問題については、議会の審議があって26日の最終日までと言いよったけど、ここで今、委員会採決の結果、全員一致で決まったので、載せることについて了承を求めているのかどうか、議会が終るまで待つのかどうかというのがあって、今、部長が言ったことについて確認せんといかんでしょう。
- 〇委員長(清水章一委員) 総務部長。
- ○総務部長(石橋正直) 実は先日開催されました議会運営委員会の中でご相談を申しあげまして、議会運営委員会においては原則論に沿って議決を待って11月1日号に掲載してもらおうというようなお話をいただいておりましたが、市長、副市長にその報告をしましたら、市民サービスの面からも是非自分がご相談をして議会の了承を得たならば10月1日号に掲載したいということですので、現在その調整を副市長がしているところでございます。
- 〇委員長(清水章一委員) 武藤委員。
- ○委員(武藤哲志委員) 今、総務部長から提案された内容は委員長として、この総務文教常任委員会の所管ですから、そこをどうするかを含めて対応しないと、10月1日号に掲載させてほしいという、その議員協議会で説明あった内容と議会運営委員会であった内容がありますが、そこをどう調整するかをね、先ほど可決はした。載せたい。ただし、本会議でそれが変わるとい

うことはないだろうと思うけどね。その辺をどうするかは、ここで載せていいとするかどうか。

○委員長(清水章-委員) 総務部長、この総務文教常任委員会、要するに条例の今、審議をしているんであって、広報に載せるか載せないかというのはこれは議長で、まあ議員さんたちの了解を得て、全体の問題ですので、はかるということで議長さんの今後どういう形で議員の方に調整していただくか、あるいは副市長がそういう形の中で最終的には議会が判断することになると思いますが、総務文教常任委員会でどうこうという話にはならないような感じがするんですが。

武藤委員。

- ○委員(武藤哲志委員) では、各委員会終って、最終的には14日に一般質問が行われますが、その時に全員協議会かを開いていただいて、その時でも間に合うんですか。
- 〇委員長(清水章一委員) 総務部長。
- ○総務部長(石橋正直) 間に合いませんので、現在、議長副議長の方と副市長が協議をしている ということになっていると思います。
- 〇委員長(清水章一委員) 武藤委員。
- ○委員(武藤哲志委員) それじゃあ今、ここで可決をしているのでね、最終的には議長副議長と 副市長の協議が調って、掲載を1日付けでするということで行えば委員会としては了承するか どうか。
- ○委員長(清水章-委員) 総務文教常任委員会としての審議事項ではありませんので、相談ということですので、この委員会が終った後、委員会協議会でその分についてはどうするかということで皆さん方でおはかりをして、お話し合いをしたらどうかと思いますけど。 小栁委員。
- ○委員(小柳道枝委員) 今の件ではないんですが、内規の件なんですが、総務部長の説明では広報には掲載しないと、各部署において説明するということなんですが、これ口頭等になりますと聞いた聞かんということが出てくるんですよね、ですので、所属団体に対して文書で明確に何月何日からどうしますよと、それを各団体の方に末端まで下ろしてくれるようにですね、一応ご指導願えればとこれは要望なんですが。これ、いつもそれでトラブルことがありますので、そしてまたこれを元に戻すという形になりますので、その辺を本当に留意なさって、市民が平等であるような感覚で周知してもらいたいと思いますので、よろしくお願い申しあげます。
- 〇委員長(清水章一委員) 武藤委員。
- ○委員(武藤哲志委員) その議案第67号、68号、69号とあるんだけど、減免の部分については、 大体、提出日ありますけど、その10月1日からこの条例が施行するとふうになっているので、 広報にぴしっと載せるべきじゃないかね。広報に10月1日から実施するというのはなっている ので、一緒に機構改革と減免制度復活を載せたらどうかと。減免制度復活しましたというのは

載せられないのかどうか。機構は内部的な問題で、減免は多くの市民が行政施策として市長が 提案を、あれだけ論議された内容を新たにまた減免制度を実施するとなったんだけど、機構改 革と減免制度を10月1日から実施しますよというのは両方とも私は広報に載せていただきたい と。

(武藤委員「議員協議会を後から開くというのならそれでいいですけど」と呼ぶ)

○委員長(清水章-委員) まだこれ採決していませんから。

他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章-委員) 今の広報に関してはちょっと武藤委員と執行部の考え方に相違があるように感じますので、あと、含めて委員会協議会で検討できるものであれば皆さんで話し合いたいと思っています。

いくつか私また申し訳ないんですが、新旧対照表17ページ、太宰府市中央公民館使用料条例、この55ページの条例案の文章と17ページの新しい改正案の文章が違いますので、これは55ページの議案書に沿った形で訂正していただかないといけないと思いますが。いかがでしょうか。分かります。55ページの第3条、使用料の減免、第3条、「教育委員会は」ってなってますね、新旧対照表の17ページは使用料の減免、第3条、「使用料は」ってなっているんですよね、これ違いますよね。それと、「使用料の全部又は一部を減免することができる」というところもかなり文章が違うみたいですので、これ、対照表の方の訂正が必要かなと思うんですが、分かりますか。

(中央公民館長兼市民図書館長「はい、わかりました」と呼ぶ)

〇委員長(清水章一委員) 他にありますか。いろいろ気付いたことあるんですが、後で事務方の 方に話します。

はい。ではこれから討論、採決を行います。

議案第67号、太宰府市いきいき情報センター条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

武藤委員。

○委員(武藤哲志委員) 大変、各委員、以前からの問題について論議がされてこられ、そしてこういう公共施設使用料の減免制度が復活したことについては評価をいたします。ただし、特に私ども一番大きな問題として、委員からも出ておりましたように、福祉関係、そういう身体障害者手帳等持っておられる方との理解が得られるように行政としても施行していただきたい。先ほども執行部から答弁がありましたように、条例に明記をされていたものが内規に変わりました。内規については私どもがその都度、内規の問題については審議する機関ではありませんし、市長の権限です。条例の中からそういう身体障害者や様々な部分についてが条例からなくなりましたが、そういう運用にあたってはやはり配慮を要求をいたしておきます。また、こういう減免の問題について、できれば10月1日の広報に掲載できるような配慮をいただければと

いうふうにお願いをいたしておきます。以上です。これは全般に渡ってです。

○委員長(清水章一委員) 他にありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) これで討論を終ります。

採決を行います。議案第67号について原案のとおり可決することに賛成に方は挙手願います。

(全員挙手)

全員挙手です。

したがって議案第67号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成6名、反対0名 午前11時24分〉

~~~~~~ () ~~~~~~~

○委員長(清水章-委員) 次に議案第68号「太宰府市立小学校及び中学校施設使用料条例の一部 を改正する条例について」について討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章-委員) これで討論を終ります。採決を行います。

議案第68号について原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

〇委員長(清水章-委員) 全員挙手です。

したがって、議案第68号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成6名、反対0名 午前11時24分〉

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

○委員長(清水章-委員) 次に議案第69号「太宰府市立中央公民館使用料条例の一部を改正する 条例について」について討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章-委員) これで討論を終ります。採決を行います。

議案第69号について原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

〇委員長(清水章-委員) 全員挙手です。

したがって、議案第69号につきましては原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成6名、反対0名 午前11時25分〉

○委員長(清水章-委員) 次に議案第70号「太宰府市立運動公園条例条例の一部を改正する条例 について」について討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章ー委員) これで討論を終ります。採決を行います。

議案第70号について原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

〇委員長(清水章-委員) 全員挙手です。

したがって、議案第70号につきましては原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成6名、反対0名 午前11時25分〉

**○委員長(清水章一委員)** 次に議案第71号「太宰府市体育センター条例の一部を改正する条例に ついて」について討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章-委員) これで討論を終ります。採決を行います。

議案第71号について原案のとおり可決することに替成の方は举手願います。

(全員挙手)

〇委員長(清水章-委員) 全員挙手です。

したがって、議案第71号につきましては原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成6名、反対0名 午前11時26分〉

~~~~~~ () ~~~~~~~

○委員長(清水章-委員) 次に議案第72号「太宰府市立太宰府史跡水辺公園条例の一部を改正する条例について」について討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇委員長(清水章一委員) これで討論を終ります。採決を行います。

議案第72号について原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(全員举手)

〇委員長(清水章-委員) 全員挙手です。

したがって、議案第72号につきましては原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成6名、反対0名 午前11時26分〉

○委員長(清水章-委員) 次に議案第73号「太宰府市立大宰府跡遺構保存覆屋条例の一部を改正する条例について」について討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章-委員) これで討論を終ります。採決を行います。

議案第73号について原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

〇委員長(清水章-委員) 全員挙手です。

したがって、議案第73号につきましては原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成6名、反対0名 午前11時27分〉

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$

○委員長(清水章-委員) 次に議案第74号「太宰府市文化ふれあい館条例の一部を改正する条例 について」について討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) これで討論を終ります。採決を行います。

議案第74号について原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

〇委員長(清水章-委員) 全員挙手です。

したがって、議案第74号につきましては原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成6名、反対0名 午前11時27分〉

~~~~~~ () ~~~~~~

日程第11 「平成19年度太宰府市一般会計補正予算(第2号)について」

**○委員長(清水章−委員)** 日程第11、議案第78号「平成19年度太宰府市一般会計補正予算(第2号)について」当委員会所管分を議題とします。

審査の都合上、歳出から審査を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章-委員) 異議なしと認めます。それでは、補正予算書の歳出16、17ページをお 開きください。

それでは、各所管課長から説明をお願いいたします。

歳出の法制費、秘書広報課長兼消防・防災担当課長。

○秘書広報課長兼消防・防災担当課長(武藤三郎) 2款1項3目、13節委託料、法令追録関係費委託料、428万7千円、これにつきましては10月からの機構改革それから減免の見直しに伴いまして、例規の制定及び改廃に必要な例規システム電算委託料として428万7千円を今回計上させていただきました。

以上でございます。

○委員長(清水章-委員) 説明は終りました。質問はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- ○委員長(清水章一委員) 続きまして、財産管理費について説明をお願いします。
  財政課管財・契約係長。
- ○財政課管財・契約係長(伊藤勝義) 庁舎管理費ということで、営繕工事費に100万円の補正を 計上させていただいております。この中身でございますけども、10月の機構改革に伴います庁 内のコンセント関係の配線の設置、それからIT機器の電線の移設に伴う工事、それから電話線 の移設工事についてでございます。これについて、営繕工事ということで補正をさせていただ いております。

以上でございます。

○委員長(清水章一委員) 説明は終りました。

質問はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 続きまして、2款2項1目、企画総務費について説明をお願いします。

地域振興課長。

○地域振興課長(大薮勝一) 13節委託料のうちの電算委託料につきましては機構改革に伴う電算システム変更等の費用でございます。それから次のセキュリティ対策サーバ保守委託料につきましては本市情報システムのセキュリティ対策のために平成14年度に設置しておりましたファイヤーウォールサーバと言いますが、本市のコンピュータネットワークへ外部から侵入し、データやプログラムの盗み見、改ざん、破壊等が行われるのを防ぐシステムでございますが、これが5年を経過しまして、ハードとソフトのメーカーサポートが切れることから切り替えの必要が生じたこと。また、スパムメールと言いまして、迷惑メール対策用のサーバを設置するために補正をお願いするものでございます。それから、14節のセキュリティ対策サーバ賃借料につきましては、13節に関連しまして、セキュリティ対策用のサーバの機器を賃借するために補正をお願いするものです。なお、債務負担行為の補正を合わせて計上させていただいております。

以上でございます。

○委員長(清水章ー委員) 説明は終りました。

質問はありますか。

武藤委員。

- ○委員(武藤哲志委員) やはり機構改革によって、今説明がありましたように、法令だとか、機構改革に伴います電話配線工事、電算の委託の機構改革に伴う保守だとか、こういう形で、今この金額だけでも849万8千円近く行うわけですから、機構改革行った後、やはりただちにまた見直すことのないようにですね、その辺を、予算措置が伴う問題ですから、内部的にはその辺を検討いただきたい。機構改革というのは大変な支出が伴うものだというのが、補正予算上出てきますから、その辺は今後慎重な検討を要求しておきます。
- ○委員長(清水章一委員) 他にありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

 〇委員長(清水章-委員)
 続きまして、20ページ、21ページですね。

9款1項2目、非常備消防費について説明をお願いします。

秘書広報課長兼消防・防災担当課長。

○秘書広報課長兼消防・防災担当課長(武藤三郎) これにつきましては、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令が本年4月1日に施行されまして、それに伴いまして、消防団員退職報奨金の支給にかかる掛金の額が引き上げられたことにより

まして、今回50万円を計上させていただいております。 以上でございます。

○委員長(清水章一委員) 説明は終りました。

質問はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- **〇委員長(清水章一委員)** 続きまして、10款1項2目、事務局費について説明をお願いします。 学校教育課長。
- ○学校教育課長(花田正信) 今回補正をさせていただきます賃金、学校支援員の補正につきましては、昨年度まで特殊学級と言っておりました特別支援学級や通常学級に在籍します重複障害等を持つ介助等を必要とします児童生徒の支援を行うため支援員の補正をさせていただくものでございます。なお配置は学校の現状、状況等を勘案しまして、太宰府東中学校に1名、他校と比較し児童数が多い、特別支援学級の在籍者数も多い太宰府小学校及び水城小学校に1名、計3名を配置する予定でございます。

以上でございます。

○委員長(清水章一委員) 説明は終りました。

質疑はありますか。

武藤委員。

- ○委員(武藤哲志委員) もう少しちょっと分かりやすく説明いただけませんか。今課長から特別支援学級の児童生徒、学校支援員として140万5千円をこれは年度末の3月31日まで、太宰府東中学校、水城小学校等3名を勤務時間はどういう状況で配置をするとかですね、その辺。私どもこの部分について学校支援員という形では市長の施政方針の中で出てきている内容とはまたちょっと違った内容だと思っておりましたので、どういう状況で特殊学級が変更になり、どういう支援が必要なのかをもう少し分かりやすく説明いただければと思いますが。
- 〇委員長(清水章一委員) 学校教育課長。
- ○学校教育課長(花田正信) 今回補正させていただいております内容からまず説明しますが、1 目8時30分から15時30分まで、勤務時間にしまして5.5時間の10月1日以降、110日を見込みま して、それと先ほど申しあげました3人分の予算を計上させていただいておるものでございま す。なお、今回の法改正に伴いまして、今まで特殊学級と言っていた部分が特別支援学級とい う平成19年4月1日から学級の名称が変わったものでございます。平成19年度の特別支援学級 に在籍しております子どもの状況を申しあげますと、小学校が33名、中学校が9名在籍してお ります。その33名の中に重複障害等、知的障害とか身体障害、いろんな障害があるんですが、 そういった障害を持っているお子さんがいる関係がございます。今回介助員ということで3名 分補正あげておりますが、現在、特別支援学級につきましては小学校に7名を配置して、学級 の運営等に当っていただいている状況があります。

以上です。

- 〇委員長(清水章一委員) 武藤委員。
- ○委員(武藤哲志委員) 5.5時間勤務をし、10月1日から110日間、3人分という形で名称が特別支援学級に変わったと。小学校に33名、中学校に9名の対象児童生徒がおり、現在7名が配置されているということで、この学校支援員というのは何か資格があるのかどうか、現在この7名の方と新たに3名を対象にするんですが、やはり学校の教員免許、それから養護の資格があって対応するのか、そういう支援員の資格、こういうものもできれば報告いただけませんか。
- 〇委員長(清水章一委員) 学校教育課長。
- ○学校教育課長(花田正信) 今言われたように教師等の資格をお持ちになってある方を私どもとしては採用時に希望、望んでおりますが、なかなか現実的にそういった資格を持ってある方がいらっしゃらない状況があります。極力、募集をかける際はそういった資格と言いますか、そういったものを提示しながら募集はかけている状況があります。

(武藤委員「はい、分かりました」と呼ぶ)

○委員長(清水章一委員) 他にございますか。

10款2項1項、学校管理費について説明をお願いします。 学校教育課長。

○学校教育課長(花田正信) 7節賃金、調理員の補正につきましては、平成18年度末に調理師2 名が退職される予定でございました。うち1名が再任用の雇用を希望をされまして、あと1名 はそのまま退職ということでしたので、当初予算に1名の賃金を計上しておりました。当初そ ういうことでございましたけど、結果的に2人ともが退職されましたので、予算に不足が生じ ることから今回補正をさせていただいております。

以上です。

○委員長(清水章一委員) 説明は終りました。

質疑はありますか。

武藤委員。

- ○委員(武藤哲志委員) 現在、7つの小学校の中で民間調理について、現在直営でやっている部分で、2名退職につき、1名再任用を予定していたが、1名の再任用予定者も退職したので、その補充として93万6千円を、何月から、当然夏休みはありませんが、10月から3月まで、直営している学校名も合わせて説明いただきたいと思います。
- 〇委員長(清水章一委員) 学校教育課長。
- ○学校教育課長(花田正信) ちょっと先ほど説明が不足しましたけど、3月末で再任用を1人希望されて、あと1人がそのまま退職ということでしたので当初予算に賃金1人分の予算を計上しておりました。結果的に3月末で2人ともが退職されましたので、今回賃金の追加補正を行なうものです。任用については4月の当初から既に2人を採用してまいっています。学校につきましては太宰府東小学校と太宰府南小学校が現在直営で行っている学校でございます。

以上です。

- 〇委員長(清水章一委員) 武藤委員。
- ○委員(武藤哲志委員) 太宰府東小学校と南小学校に今この2名がどちらも1名ずつなのか、直営として残っているのは7校中、この2校の部分ありますが、現在の小学校はどこなのかと私が聞いているんです。だからこれは東小学校と南小学校に1名ずつなのかどうか、その辺も報告いただきたいということなんですが。
- 〇委員長(清水章一委員) 学校教育課長。
- ○学校教育課長(花田正信) 今言われたように、東小学校と南小学校にそれぞれ1名ずつです。
- ○委員長(清水章-委員) 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- ○委員長(清水章-委員) 10款4項4目、図書館費について説明をお願いします。 中央公民館長兼市民図書館長。
- 〇中央公民館長兼市民図書館長(吉鹿豊重) 図書館管理運営費ということで、備品購入費でございますけど、これは図書の購入費でございます。毎年、日の出水道さんの方より30万円寄付いただいております。それと1万円の寄付1名、3万円の寄付1名ということで合計34万円の図書購入費としての寄付をいただいておりますので、図書購入費にあげたいということで補正をさせていただいております。

以上でございます。

○委員長(清水章一委員) 説明は終りました。

質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- ○委員長(清水章一委員) 10款5項2目、施設管理運営費について説明をお願いします。 社会教育課長。
- ○社会教育課長(藤幸二郎) この件につきましては9月3日の議会全員協議会でご報告申しあげた部分でございますが、その当該用地の道路部分を除いたプール用地部分の用地費ということで17節、公有財産購入費ということで、1億638万円を補正させていただいております。以上でございます。
- ○委員長(清水章一委員) 説明は終りました。

質疑はありますか。

武藤委員。

○委員(武藤哲志委員) まず、これはこういう形で説明もあってますが、具体的に後で問題が起こらないように、鑑定を正式に取って、内部的にもこの金額が適当であると。私どもは予算や決算の中で毎年払っている600万円の使用料が何年もというのは問題があるじゃないかという指摘をしてきたことがあるんですが、これによって一切解決するわけですが、そういうこの鑑定価格だとか、そういう部分、様々な結果直売した方が、あの周辺の県看護専門学校用地を買収しておりまして、交換ができないかという問題も以前意見も出ておりましたが、検討した結

果こういう状況になったという部分の経過も委員会ですのでちょっと鑑定結果等、公正を期して行ったというのもですね、それから道路用地については寄付採納を受けて道路用地まで買収したのか、道路用地は当然、公衆用道路というような形になるのか、その辺も私ども分からなかったんですが、その辺も含めて説明いただけませんか。

- 〇委員長(清水章一委員) 社会教育課長。
- **○社会教育課長(藤幸二郎)** まず最後の道路用地部分だけは寄付採納というふうなことができな かったのかというふうなご質問でございますが、地権者といたしましては道路用地を寄付採納 ではなくて一体としてしか売却しないと、つまり税控除の問題等もかかりますので、この部分 については先に文筆して寄付採納してくれなんていうことは話が出来なかったところでござい ます。それと経過について若干長くなりますが、度々議会で先ほど武藤委員言われるようなご 意見をいただきまして、私どもも何とか早く片付けないかんというふうなことで、当初、具体 的には約20回、訪問したり電話とかで、地権者が2名いらっしゃるもんで交渉を重ねた経過が ございます。看護専門学校跡地の時の平米単価が3万3,570円でございましたところ、あの辺 の地理的な通古賀と吉松東の区画整理がほぼ完了して実際的に土地の売買等がなされておる と、いうふうな経過がここ3年の間に実情変わりまして、鑑定を正式に取りましたところ、地 権者の希望の額が鑑定の中にはまったということで、実は地権者から4度ほど、地価の方もう ちょっと考えてくれんかというふうなことがありまして、執行部といたしましても腹をくくっ て、もう今度話がまとまらんなら元の田んぼにして返そうと、水辺公園の流水プールも改修工 事をして何とかそれでもやろうというふうことで見積りを取りましたところ、1億6,600万円 ほど、現状復旧してプールの改修に費用がかかるというふうなことで、まあそれでもいいから 話をつけようということで交渉しましたところ地権者のご了解をいただけたというふうなこと が今年の8月でございます。1年半ほど、この間前任者の松永部長いらっしゃいますが、ご苦 労をされてどうにか話がまとまったということでご報告詳細でございました。

以上でございます。

- 〇委員長(清水章一委員) 佐伯委員。
- **〇委員(佐伯修委員)** この不動産鑑定ですが、1社なのか、何社かに見積りさせたのかどうかそ の辺のことが分かればお願いします。
- 〇委員長(清水章一委員) 社会教育課長。
- **〇社会教育課長(藤幸二郎)** 用地課の方で対応しておりまして、詳細は把握しておりません。申し訳ありません。
- ○委員長(清水章-委員) 続きまして14款予備費、予備費について説明をお願いします。 財政課財務係長。
- **○財政課財務係長(平田良富)** 予備費の補正についてご説明申しあげます。当初、毎年3千万円 という予備費で行っておりますけども、この度急な税の還付等が出まして、2,100万円使った ような状態になっております。残りが900万円というような形になっておりましたので、今回

再度2,100万円の補正を計上しております。 以上です。

○委員長(清水章一委員) 説明は終りました。 質疑はありますか。

武藤委員。

- ○委員(武藤哲志委員) 今、税の還付で大野城市で大変な税の還付が議会で論議されているんですよ。大変大きな化粧品会社が内山緑地建設のところにできておって、あそこにおられた職員が当然、急遽熊本の方に全員移動したと、そのために納めておった市民税を1億円近く還付をしなければいかんという問題が出てきて、論議を春日市、大野城市等も含めてですが、そういう状況があったんですが、今、2,100万円も税の還付をする必要が出てきたというのは、どういう内容の税の還付なのか、納めた人に返さなきゃならないという状況だと思うんですが、大野城市では大体8,000万円を超える市民税の還付という状況になっているようです。これは法人です。私の方はこれは市民税なのか、法人税なのかも含めて報告を受けておきたいと思うんですが。
- 〇委員長(清水章一委員) 税務課長。
- ○税務課長(古野洋敏) この税の還付につきましては、まず法人税で、氏名はいいと思うんですけど、道路公団関係なんですけど、これは法人税には予定納税というのが前年度の所得に応じて確定しまして、予定納税をまず市の方に振り込みます。この予定納税は法的な部分である程度前年度の所得に応じて予定納税額が決定しますので、それに関して実際太宰府市の方に法人税として支払われています。修正申告というのがその後出てきて、結果的にはやはり道路公団の方も最近民営化になりましたので、その辺のやりくりというものがようと分からなかったと思うんですよね。だから最終的な修正申告の結果で、向こうの予測誤りとは思うんですけど、実際それだけの金額納めてましたので、とりあえず私のところも色々調べた結果、やはり法的に何も問題ありませんので、この金額を返すような形に、若干やはり向こうが予定していた部分より収益というのが減ってきている部分もあると思います。

以上です。

〇委員長(清水章一委員) 他にありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章ー委員) 次に10ページ、11ページを開けてください。

歳入の方に入ります。

9款1項1目、地方特例交付金について説明をお願いします。

財政課財務係長。

○財政課財務係長(平田良富) 9款、地方特例交付金でございますけれども、そもそも地方特例 交付金というのが減税補填、それから児童手当制度拡充に伴う地方負担の対応分という2つの ものが入っておりました。今回地方特例交付金が確定しまして、額が確定いたしまして、当初 予算より650万円ほど増えております。それとともに地方特例交付金がその交付目的に応じて2つに分かれました。次に出てきます9款2項の方と分かれまして地方特例交付金、1項の方が児童手当制度拡充分に伴うものでございます。ちょっと次に飛びますけども、2項の方の特別交付金というのが減税の対応分ということで交付されるようになりました。そういう形で今回確定しましたのでこういうふうにして分けて計上させていただいております。

○委員長(清水章-委員) 地方特例交付金と特別交付金について説明がありました。 質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章-委員) 続きまして12、13ページ、17款1項1目、教育費寄付金について説明 をお願いします。

中央公民館長兼市民図書館長。

〇中央公民館長兼市民図書館長(吉鹿豊重) これは先ほど支出の方で説明したとおり、日の出水 道さん30万円と一般の方から合計 4 万円寄付をいただいておりますので、こちらの方に計上さ せていただいております。

以上でございます。

以上です。

○委員長(清水章一委員) 質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- ○委員長(清水章-委員) 続きまして18款1項1目、基金繰入金について説明をお願いします。 社会教育課長。
- ○社会教育課長(藤幸二郎) 先ほどご説明いたしました、史跡水辺公園の一部買収に充てるため総合運動公園整備事業基金を一部取り崩させていただいて財源とするもでございます。
  以上でございます。
- ○委員長(清水章ー委員) 質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- ○委員長(清水章-委員) 続きまして14、15ページ、繰越金について説明をお願いします。 財政課財務係長。
- ○財政課財務係長(平田良富) 今回の補正におきまして、全体の補正での不足部分を前年度繰越金を充当させていただいております。金額1,094万4千円という形で充てております。 以上です。
- ○委員長(清水章一委員) 説明は終りました。

質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章-委員) 続きまして、21款1項5目、臨時財政対策債について説明をお願いします。

財政課財務係長。

○財政課財務係長(平田良富) 臨時財政対策債がこの度額の確定をいたしまして、当初5億9千万円で組んでおりましたけども、156万7千円増えております。ただ、臨時財政対策債というのが、昨年度までは10万円単位でしか借り入れができませんでしたけれども、改正になりまして千円単位で借り入れができるとなりましたので156万7千円の補正をさせていただいております。

以上でございます。

○委員長(清水章一委員) 説明は終りました。

質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章-委員) 続きまして6ページ開けてください。債務負担行為補正について地域 振興課の方から説明をお願いします。

地域振興課長。

○地域振興課長(大薮勝一) 歳出の時にご説明いたしましたセキュリティ対策サーバ機器の保守 委託料及び賃借料につきまして、平成20年度から平成24年度までの4年間債務負担行為の追加 をお願いするものでございます。

以上です。

**〇委員長(清水章一委員)** 引き続き、債務負担行為補正についての残りの分の説明をお願いします。

学校教育課長。

以上です。

○学校教育課長(花田正信) 今回補正をさせていただきます債務負担行為の補正につきましては、現在学校間のデータの送受信や情報の共有化、学校でのインターネットの活用等の目的のために設置しておりました教育情報ネットワーク機器が平成20年1月末日を持ちまして保守点検業務が契約満了になりますことから、それと機器を一部変更する必要が出てまいりましたので機器賃借料について債務負担行為を補正させていただくものでございます。

**〇委員長(清水章一委員)** 債務負担行為補正について質疑はありますか。 武藤委員。

○委員(武藤哲志委員) 決算委員会でも質問はしたいと思うんですが、監査意見書の中にもあるんですが、セキュリティ対策とか教育情報ネットワークの保守料というのは、その会社が設置されると、その会社が保守、賃借料とか出てくるんだけど、これを少なくとも3年近くから4年と債務負担行為をするんですが、やはり見積もりを取ってみて、他の業者と対比をする、入札行為ではないものですからある一定経費の削減でやはり何社か見積もりを取りながら、セキュリティ対策とか保守委託料とか、賃借料について移動する部分について、事務報告の13節、15節をずっと見ておりまして、その会社が日本電気だとか、日立だとかNECとかいろいろあ

ってどの会社がどうかよく分かりませんが、やはりそういう専門会社も含めた見積りと金額的な交渉等を行っているのかどうか。その会社が保守点検すればその会社がずっとそういう委託だとか、賃貸しだとか、移動だとか機構改革のための支出となるのかどうか。一番私たちが矛盾を感じるのがコピー機ですよ。今カラーコピーでもそうなんですが、機械は高い。その上にトナーも高い。他のトナーを持ってきても合わない。そしてカウンター料は取られる。こういう状況があるんですよ。だからその辺で1社の機械を扱うとものすごくその会社にずっと機種がある間はそこに保守点検料を払うという状況の中で、他の会社ではこんな見積りが出てますよというような経費削減上の努力はしているのかどうか。この辺をお聞きしておきたいと思うんですが。

- 〇委員長(清水章一委員) 地域振興課長。
- ○地域振興課長(大薮勝一) 武藤委員がおっしゃられる部分につきましては、現実的な話としましてはシステムの内容とかによって変わろうかと思います。どうしてもその現在委託しています会社にしかお願いできない部分とかいうものもございます。そういった部分につきましては一度見積書が出ますけども、それに対してそのままOKですよという形ではなくて、もちろん価格、値段を下げることの交渉をやっているところでございます。また、それ以外の部分につきましては見積り関係、何社か取れる部分であればそういった形で見積りを取るような形でやっておるところでございます。。

以上です。

○委員長(清水章-委員) 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- ○委員長(清水章-委員) 続きまして第3表、地方債補正について説明をお願いします。 財政課財務係長。
- ○財政課財務係長(平田良富) 先ほど歳入の方でご説明したとおりなんですけれども、臨時財政対策債の限度額を156万7千円上げるような補正を出しております。額が確定いたしまして、 千円単位で借り入れができるということになったためでございます。

以上でございます。

○委員長(清水章一委員) 説明は終りました。

質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) これで質疑を終ります。

これから討論を行います。

議案第78号の当委員会所管分に対しての討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) これで討論を終ります。

採決を行います。

議案第78号の当委員会所管分を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

全員挙手です。

したがって、議案第78号の当委員会所管分については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

〈原案可決 賛成6名、反対0名 午後12時02分〉

休 憩 午後 0 時02分

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

再 開 午後1時00分

**〇委員長(清水章一委員)** 休憩前に引き続いて会議を開きます。

委員の皆さんへ傍聴者については8名の傍聴許可をいたしておりますので、ご報告を申しあ げます。次に、傍聴される皆様には委員会中はお手元の傍聴の際の注意事項をお守りくださ い。また、議案内容によっては討論・採決時に一時退席願うことがありますので、ご理解のう え、ご協力をお願いをいたします。

続きまして、お手元の方に太宰府市議会政務調査費の交付に関する規則を配布させていただいております。これからの審議事項の参考資料として配布させていただいておりますのでお手元の方、確認をしておいてください。

### 日程第12 発議第3号 「太宰府市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する 条例について」

○委員長(清水章-委員) 日程第12、発議第3号「太宰府市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

この発議につきましては、本会議初日に提出者から提案理由の説明がありましたが、賛成議員となられている委員さんから補足説明等ありましたらどうぞお願いします。

渡邊委員。

○委員(渡邊美穂委員) 私はこの条例の一部改正に賛成をいたしておりますけれども、その理由といたしまして、皆さんご承知のように太宰府市の平成18年度の決算がすでに経常収支比率が100パーセントを越すというような非常に厳しい財政状況であることは皆さんもすでにご承知かと思います。それでそういった財政状況に関する分析については数字の上でいろいろなご意見が分かれるところがあるかと思いますが、現実、手元に現金がないということに関しては皆さん異論がないところではないかというふうに思っております。行政にしてもそうなんですけれども財政再建を行う場合に、制度的に時間をかけてじっくりと行っていく場合と、もう1つはやはりできることから削減をしていくという2つの方法を取らざるを得ないと思います。したがいまして、この政務調査費につきましては議員の皆様方のこれまでの活動状況等を拝見する中でも、皆さんの活動を決して制限するものではありませんし、今までと全く変わらない形

での活動を行いながら、なおかつ今すぐにできることということで今回の提案が行なわれたものと私は解釈をいたしております。ですから平成20年度の予算より現金を少しでも執行部側の方に手元に最初から残すような形でという意味での今回の提案だというふうに考えておりますので、私自身の説明としては皆さん方にこういった部分をご理解いただいて、現金を少しでも執行部の方の予算に最初から組み入れられるようにという議会としての姿勢をやはり表す必要があるというふうに考えております。

以上です。

○委員長(清水章-委員) 補足説明は終りました。

委員の皆さんからご意見はありますか。

武藤委員。

○委員(武藤哲志委員) この政務調査費を国が各自治体に認め、この太宰府市は政務調査費が以 前はありませんでした。平成13年の3月に法律に基づいて政務調査費を議会が活用することが できるとして、平成13年3月30日に規則第1号で設定をしました。当時36万円でした。作った 時に市民から批判を受けないようにという形で、この支出目的について私、大変この規則につ いて様々な意見を出しました。その結果、平成13年当時の議員で政務調査費の支出については 全員一致で合意をされたところであります。ところがやはり市民にこの政務調査費の支出内容 については情報公開について、いつでもどのような支出内容なのかというのは情報開示を行っ ておりますし、政務調査費に対して情報開示が実施されております。それと同時に第1条から 第5条まであるわけですが、この政務調査費が本当に大変厳しい、1円から明らかにされなけ ればならないという状況です。その収支報告の写しを具体的に出さなきゃなりませんし、議員 活動をした報告書も添付をしなければならない。帳簿については10年保管義務が課せられてい ます。当初予算に現在の金額が計上されていますが、現実に使えないという状況です。それは 何故かといいますと、議会の各委員会の調査項目と政務調査費というのは各会派が太宰府市行 政に対し、具体的な特別な調査権限というか独自の委員会調査ではなく、議員個々人を初め、 会派が今後の太宰府市政をどうするのか、例えば総務文教常任委員会は行政調査は所管のみで あります。ところが政務調査費は所管外によって調査ができるという特徴点があります。私ど も本来は建設経済常任委員会や環境厚生常任委員会の所管を調査をしたいと思っても常任委員 会ではできない。そうすると、政務調査費を使って所管外の調査をし、それを行政にどう反映 させていくかというのがこの政務調査費であります。ところがこの調査研究に対して、当然行 政視察をしたいと思えば議長の許可を要しております。個々個人での行政視察についてとかい う部分について、できないという第一の基準があります。それからこの支出の1項目から9項 目までありますが、ここにおられる議員も経験していると思いますが、一切公費の無駄のない 規制がなされております。当然、他の自治体に行って貴重な時間2時間3時間いただいて、お 互い研修してくるんですが、個々に伺う当然向こうに行けばお茶菓子等湯茶の接待も受けるわ けですが、大変貴重な資料もいただきます。ところがそういう要請に対してお世話になります

といって、当然お茶菓子的なものを持っていく費用も個人負担であります。それから食事代に ついても個人負担です。こういう大変厳しい状況です。交通費については実費です。そういう 状況、資料を購入する部分だとか、また人件費という項目がありますが、こういうほんのわず かな金額で私ども議員のほかの国会議員や県会議員には当然秘書、そういう政策的な事務補助 員がおりますが、今のわずかな金額で人を雇って私どもの議員活動を補助してくれるような状 況は全くありません。本当に自分たちが最低の行政研究をする費用であります。それにも大変 厳しい基準が設けられている。そのために年間600万円の予算が計上されておりましたが、現 実のところ、264万円近くは使えないという状況で行政の方に返しております。今回、先ほど も市の基準財政が100を越えたということは当然私は決算委員会で論議しますが、太宰府市に ついても見直す問題がありますが、議会活動に対して自ら足かせをより一層かせるのかという 問題もあります。また、提案されている内容に使わないんだからもう削ったらどうかという意 見もあります。ところが他の自治体と比べて県会議員や国会議員や他の自治体ではよりよい調 査活動をするために大変政務調査費が効率的に使われているわけですね。そういう状況の中 で、使えないから今回出されております第3条の関係で30万円を24万円に、月の支給額2万5 千円を2万円にという問題については本来、各会派で今後どうするかという調整を行なってお ったところであります。ところがその会派の合意が得られないままに、提出者、賛成者が議会 に出してきて、しかもこういう総務文教常任委員会に付託をされました。まず金額の減額の前 に政務調査費がどのように議員活動としてその成果を行政に反映させるか、この論議が先じゃ ないかというふうに思うんですね。私は提案されている内容を一遍もう一度やはり近隣を含 め、またこの費用の使い道について、市民に1円以上使ったものについては公開をしているわ けですから、一切無駄な活動、無駄な費用は支出したことは過去の平成13年から今日まであり ません。ただ財政が厳しいから、しかもということですが、ただ、どこの会派でも全部使い切 ったことは一度もありませんし、使えない状況です。そういうものを踏まえてこういう発議を したのかどうか、私としては所管委員会に所属しておりまして提出者に趣旨説明を求めること はできませんでしたが、まずこの政務調査費について大きな市民の誤解があります。そういう 内容が知られないままにこういう下げたという形で一部的な評価を受けても結果はあまり大き な成果ではないんじゃないかというふうに考えられておりますので、私はこの問題について、 他の自治体の調査内容、そういう近隣との関係、金額を下げれば市民が納得するかというふう には私は考えておりませんので、もう少しこの審議については時間をいただきたい。こういう ふうに考えております。

**○委員長(清水章一委員)** 他にありませんか。 渡邊委員。

○委員(渡邊美穂委員) 今の武藤委員のおっしゃったご意見に対し、一部大変賛同するところがあります。理解できると思っております。ただ、やはり私たちとして今すぐ何かできるかということを考えた時に、平成20年度の予算に何とか間に合わせて、少しでも議会としても何かで

きることをまずやってみようという、そういう発想がまず第一にあったための9月議会への提 案になったということ。つまり10月からの予算編成が始まりますので、それ以前にやはり議会 として何らかの形を示しておいて、それから皆さんおっしゃっているように例えば検証を行っ ていく、何らかの形で行なっていく、その上で再度また議員発議でも構わないと思うんです が、その上での調整を私はまず行なっていく方がよりいいものができるのではないかなと思い ます。今私たちが何もせずに例えば議員定数の問題も含めた議会改革を考えていくときに、2 年3年という時間をかけてきちんとそれをやっていった方がいいのか、まずとりあえずできる ことをやった上でそれから次の期に合わせてもそうですけども、何か自分たちでもっと抜本的 な議会改革をやっていった方がいいのかとか、そういうのはもちろん考えていかなければいけ ないんですが、先ほど申しあげましたように今非常にきつい、厳しい、現金がないという状 況、先ほどおっしゃいましたように調査研究とか、資料分析上の部分では武藤委員おっしゃっ たように経常収支比率についてもいろいろ異論が出てくるところがあるかもしれませんが、現 金がないということ、手元にないということはやはり事実だと私は受け止めております。春日 市の場合政務調査費が15万円、大野城市は36万円あるんですが、執行率が100パーセントを越 しております。ここはやはり政務調査費が36万円では足りなくて、各会派で自分のお金を積み 立てて、その上で足りない分を補っているような状況で執行されておられます。太宰府市も今 お金がない、春日市はですから減額という形で対応しておりますし、大野城市は100パーセン ト以上の執行ができるために政務調査費の使い方を皆さんで検討されて使いやすいようにはさ れていると思うんです。だけど、太宰府市として今何ができるのか、大野城市よりも春日市よ りもはるかに経営状態が悪いということは分かっておりますので、今私たちができることをま ずやってみるということが私は非常に大切なんじゃないかなというふうに思っております。

- 〇委員長(清水章一委員) 武藤委員。
- ○委員(武藤哲志委員) 渡邊委員にお聞きいたします。平成18年度の決算審査を特別委員会でするんですが、お金がないといいながら、一般会計黒字になってますが、その理由はどういうことでしょうか。

お金がないというのに、一般会計は黒字です。それから平成19年度の基金総額22億7,228万 2,364円という基金がありますが、お金のない自治体に何故こんな基金があるんでしょうか。

- 〇委員長(清水章一委員) 渡邊委員。
- **〇委員(渡邊美穂委員)** そのことについて私は財政分析をしておりませんので、残念ながらお答 えできません。
- 〇委員長(清水章一委員) 武藤委員。
- ○委員(武藤哲志委員) そうすると、そこではお金がないという発言はやはりすべきでないのではないでしょうか。お金がないから議会の月5千円を減らしましょうという問題点は違うと思うんですよ。だから私どもは使えないから戻しているわけです。それを小手先だけの月5千円を下げましょうというものがいいかどうかという、それがいやなら政務調査費を全部廃止しま

しょうと。これの方がすっきりしますよ。小手先の部分だけで議会でこんないらん論議をするなら、初めから政務調査費を廃止してしまえばいいわけで、小手先の月5千円を下げて、30万円を24万円にしましょうと。その論議の方が先じゃないかね。

- 〇委員長(清水章一委員) 小栁委員。
- ○委員(小柳道枝委員) この政務調査費の発議につきましては、ここまで至るまでに6月の議会で議会運営委員会にはかり、またそれから会派代表者会議の中で6月議会中に何度となく話し合ってまいりました。その中で抜本的に改革する必要性もあるのではないかと、時間をかけながら、大きく言えば議会改革、定数問題、それから議会の中の政務調査費も含んだところで時間をかけながら、議員間で議会運営委員会、会派を中心にいろいろ調整をし、時間をかけながら、議会の改革特別委員会の設置等も視野に入れて行なうべきではないかということが6月の議会中に会派代表者会議、議会運営委員会の中で述べられてきました。私も個人的に申しましても議員として財政状況が厳しいという状況はよく理解いたしております。だけども議員としての資質の向上、そしてまた、今インターネット時代でございますが、やっぱりインターネットだけでは目に見えないもの、人の心、そこに行って太宰府市のために何か参考になることがあるのではないか、そういう人と人とのつながりの中で育んでいきながら、将来を見据えた12月、また来年の3月の中ででも全体の議会の改革に取り組んでいくべきではないかという発想に至っております。これからもこの政務調査費も含んだところでそのような議論の場がこの議員、議会の中で行なわれることを強く要望を私はしたいと思います。そしてまた論議し、市民に理解できるようなそういう議会でありたい、あるべきだと信じております。

以上です。

- 〇委員長(清水章一委員) 武藤委員。
- ○委員(武藤哲志委員) 提出者がおりませんで、賛成者がおりますが、私参考意見としてよその 政務調査費分かりませんが、この近隣、先ほども金額言われてましたが、春日市、大野城市、 筑紫野市、政務調査費は年間いくらですか。できれば賛成者にお聞きしたいと思うんですが。
- 〇委員長(清水章一委員) 渡邊委員。
- **〇委員(渡邊美穂委員)** それは調べさせていただきまして、筑紫野市が36万円、春日市が15万円、大野城市が36万円、宗像市が33万円、古賀市が12万円です。
- ○委員長(清水章一委員) 他にありますか。

他にご意見ございませんか。

先ほどから武藤委員の方が直接は言われてないんですが、もう少し調べたいということで、 継続審査ということですか。そうではなくてもうこちらで皆さん方の採決をはかるということ でよろしいですか。

武藤委員。

**〇委員(武藤哲志委員)** こういう部分が出てきて、発議がなされれば、その会派はもうこの部分 について、採決をするのかどうかというのは会派では調整がまだできてないと思うんですよ ね。同時に私ども金額だけ引き下げて、この厳しい規則だけ残すのかどうか、もう少しこういう年間6万円下げることによって、もう少しこの政務調査費の活用の見直しをはかる問題もあるんじゃないかと。だから今私の方として資料配布をお願いしたんですが、本当にこの厳しい政務調査費、そこの部分に手を付けずに金額だけを下げてくることについてはちょっと問題があるので、できればもう少し時間をいただいて調査をさせていただければと思うんですが。ところが採決ということであれば、それはしょうがありません。

- 〇委員長(清水章一委員) 佐伯委員。
- **〇委員(佐伯修)** 私の方の会派の方もう少し調査、研究する必要があるんじゃないかなという意見になっております。それで継続審査ということをお願いしたいと思います。
- ○委員長(清水章-委員) ただいま、佐伯委員から継続審査すべきではとの意見が出されましたので、継続審査とすることについてを議題といたします。

おはかりします。

発議第3号を継続審査とすることに賛成の方は挙手願います。

(大多数举手)

○委員長(清水章-委員) 大多数挙手です。

したがって、発議第3号は継続審査すべきものと決定いたしました。

〈継続審査 賛成4名、反対2名 午後1時24分〉

## 日程第13 請願第2号 「「平成19年度特別支援教育支援員の配置に必要となる経費に 係わる地方財政措置」に関する請願」

○委員長(清水章-委員) 日程第13、請願第2号「平成19年度特別支援教育支援員の配置に必要となる経費に係わる地方財政措置」に関する請願を議題とします。

この請願についてご意見はありますか。

渡邊委員。

- ○委員(渡邊美穂委員) 私、前回本会議場におきまして趣旨説明をさせていただきまして、一部の議員さんからまだちょっと分かりにくかったというようなご指摘をいただきましたので、ここで改めて補足と言いますか、簡単に趣旨説明をさせていただきたいと思いますが、よろしいですか。
- 〇委員長(清水章一委員) 渡邊委員。
- ○委員(渡邊美穂委員) この趣旨はこの間も申しあげましたように、現在も特別支援学級というのが全国的に急増しているという状況です。その中で政府、文部科学省が教育法の改正を行なって、この位置付けを明確にした裏付けとして地方交付税の算定基礎の中に1校あたり84万円という予算を組み入れております。したがいまして、太宰府市には約1千万円近いお金がこの交付税の中に入ってきているわけです。この文部科学省が指定します特別に支援を要する児童生徒という規定は、これは障害児という概念になっておりますけれども、この請願の中ではそ

の枠組みをもう少し広げて、不登校あるいは家庭環境に問題のある子どもたちまで枠組みを広げて、そういった特別に支援の必要な子どもたちのためにできるだけこのお金を使っていただきたいということです。その内容については、やはり執行部あるいは教育委員会等が一番問題点を把握されていると思いますので、そこに充当をしていただきたいというような内容になっております。

以上です。

- ○委員長(清水章-委員) 意見、他にございますか。
  武藤委員。
- ○委員(武藤哲志委員) 特別に委員長、ちょっと許可をいただきまして、この請願第2号、これは国の補助金が入ってきて、太宰府市に係わる問題ですから、先ほど補正予算の関係で教育委員会から学校支援として、事務局費2億5,534万円のうち104万5千円を特別支援学級という形で名前が変わったということで現在、小学校33名、中学校9名対象の障害児、現在7名の配置をしていると、その賃金として140万5千円というのが出てきたんですが、これに対して私どもこの内容、何をしてくれという項目がなくて、全体的な理由の中で流されております。それで東京の問題が出てきたりしておりますが、ちょっと教育委員会に先ほど説明があった部分で1校あたり84万円、これが今参考として教育委員会から説明をいただければありがたいと思うんですが、委員長の許可を願います。
- **〇委員長(清水章一委員**) 教育委員会、説明できますか。 学校教育課長。
- ○学校教育課長(花田正信) 今回84万円という金額言われてますが、文部科学省が学習障害、LDとか、欠陥多動性障害等の軽度の発達障害を持っている児童生徒が特別支援学級以外の通常学級に約6パーセント程度いるんじゃないかという、そういう可能性があるということから、その対策費として平成19年度から交付税の財政需要額という言い方しておりますが、その費用として84万円をみたということです。だから補助金ではなくて、交付税措置の計算する際の金額として84万円が出てきたということです。そういったことを受けまして、先ほど補正予算の説明等したんですが、そういった部分があって、今回3人分ではありますが、補正をしたという経過があります。
- 〇委員長(清水章一委員) 武藤委員。
- **〇委員(武藤哲志委員)** 教育委員会にお尋ねしましたが、教育委員会この請願はお持ちなんでしょうか。持っておられますか。教育部長。

(教育部長「持っております」と呼ぶ)

- 〇委員長(清水章一委員) 武藤委員。
- ○委員(武藤哲志委員) それではそこですが、また下の方の教育上の特別な支援ということで学校 生活以外の日常生活まで広げて考えると障害を持った子どもたちの放課後や長期休みの生活を 充実させるための制度、具体的には介護へルパー制度を充実させ、長期休み前に仕事をやめざ

るを得ない保護者の存在をこの太宰府市からなくしていくことも必要だと考えます。とこうい う内容ですが、こういうものが実情的にできれば一番いいことです。私自身も請願、行政側が 受け入れていただくことを望みますが、こういう請願が対応された時に行政側としてここの中 にある部分について、受け入れられるものと受け入れられないものと、予算措置は大変講じな いといけない問題がありますが、ある一定の参考意見を求めておきたいと思いますが。

- **〇委員長(清水章一委員)** 学校教育課長、説明できますか。 学校教育課長。
- ○学校教育課長(花田正信) 今、武藤委員が言われた部分については、多岐に渡るといいますかね、そういった部分になるんじゃないかというふうにとらえてます。請願の趣旨はそういうことだと思うんですが、教育委員会としましては先ほど言いました今、非常に財政が厳しい中での介助員をという話になりますと学校現場の状況とか、学校が抱えてます障害を持った子どもさんの状況等を把握しながら配置というような形になってくるんじゃないかなと思ってます。さっきも言いましたように財政が厳しい中で国が考えてます1校最低1人とかいうような部分についてはなかなか厳しいのではないかなと今のところとらえています。
- ○委員長(清水章一委員) 他にありますか。

(「休憩暫時」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) ここで暫時休憩します。

休 憩 午後1時32分

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

再 開 午後2時24分

○委員長(清水章ー委員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

請願第2号についてご意見はありますか。

小栁委員。

- ○委員(小柳道枝委員) 請願第2号を採択するにあたりまして、要旨のうちの4行目の「を含めた日常生活の向上」を削除した部分で採択できないかということを動議としておはかりいたします。
- ○委員長(清水章一委員) ただいま、小栁委員から請願第2号について、要旨の第4行目「を含めた日常生活の向上」を除いた部分についての要旨のみを採択してはどうかとの動議が出されました。

ただいまの動議についてを議題とします。

どなたかご意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章-委員) これで協議を終ります。

討論を行います。

討論はありませんか。

渡邊委員。

- ○委員(渡邊美穂委員) この本請願の趣旨の中に団体における皆様方の願い、思いが大体入っておりまして、今ご検討いただきました中でほぼ皆様方の要望についてはご理解をいただいて、 採択をいただけるというふうに考えますので、それをもって賛成討論といたします。
- **〇委員長(清水章一委員)** 他に討論はありますか。 武藤委員。
- ○委員(武藤哲志委員) 要旨についても理由についても、このことを行政側が受け入れていただければ一番ありがたいわけですが、やはり大変な課題がありまして、ただいま動議が出された部分について、これは行政側としても対応できるものだと思いますので、私は動議に賛成いたします。ただし、要旨も理由もその内容については理解をしているところです。以上です。
- ○委員長(清水章-委員) 他に討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) おはかりします。

請願第2号の要旨第4行目「を含めた日常生活の向上」を除いた部分の要旨について採択することに賛成の委員は挙手願います。

(全員挙手)

〇委員長(清水章-委員) 全員挙手です。

したがって、請願第2号は要旨第4行目「を含めた日常生活の向上」を除いた部分の要旨について採択することに決定しました。

〈一部採択 賛成6名、反対0名 午後2時27分〉

~~~~~~ () ~~~~~~~

日程第14 意見書第4号 「地方財政の充実・強化を求める意見書」

○委員長(清水章-委員) 日程第14、意見書第4号「地方財政の充実・強化を求める意見書」を 議題とします。

本意見書について、委員の皆さんから意見をお伺いします。

ご意見はありますか。

武藤委員。

- ○委員(武藤哲志委員) 是非、地方財政が厳しい中に1項目、2項目、3項目ですが、こういう 実情を衆議院議長から経済財政政策担当大臣まで意見書をあげることについては賛成をいたし ます。
- ○委員長(清水章一委員) 他にご意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 他に発言がなければ、これから討論、採決を行います。 討論はありませんか。 (「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) これで討論を終ります。

採決を行います。

意見書第4号「地方財政の充実・強化を求める意見書」を原案のとおり可決すべきとすることに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

全員挙手です。したがって、意見書第4号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

〈原案可決 賛成6名、反対0名 午後2時28分〉

~~~~~~ () ~~~~~~~

**〇委員長(清水章一委員)** 以上で当委員会に審査付託されました案件の審査はすべて終了しました。

ここでおはかりします。

本会議における委員会の審査内容と結果の報告、それから次回委員会開催までの間、所管調査や行政視察を実施する場合、委員の派遣承認要求書の提出につきましては委員長にご一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 異議なしと認めます。

したがって、本日の委員会の審査内容と結果の報告につきましては9月26日の本会議において報告いたします。

これをもちまして総務文教常任委員会を閉会いたします。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

閉 会 午後2時29分

太宰府市議会委員会条例第27条により上記のとおり総務文教常任委員会の会議次第を書記に記録させ、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成19年11月30日

総務文教常任委員会 委員長 清 水 章 一